

\* 厚生労働省

・虐待通告を受けた児童の安全確認について(9 月 30 日)

4月～6月の虐待通告 13,469 件、うち8月 30 日時点で安全が確認できないケースが 261 件 ・「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し通知。「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(別添2)を見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000sy0d.html>

・「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について (10月6日)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv100930-2.pdf>

・児童の安全確認の徹底に係る調査結果について (10月6日)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv100930-1.pdf>

・平成21年度福祉行政報告例結果の概況(10 月 20 日)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/09/index.html>

\* 子どもの虹情報研修センター

・児童虐待による死亡事例等の検証(10 月 25 日)

<http://www.crc-japan.net/contents/verification/index.html>

\* 警察庁

・平成22年1月～9月犯罪統計(10 月 15 日)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001028362&cycode=0>

\* 産経新聞

・【それでも撲滅できないのか】(1)「虐待大国」アメリカは介入先進国 「行きすぎ」くらいでないと救えない(10 月 25 日)

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/101025/crm1010251834024-n1.htm>

・【それでも撲滅できないのか】(2)アメリカの「大阪2児遺棄事件」 ネグレクトは貧困に巣くう(10 月 26 日)

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/101026/crm1010262112044-n1.htm>

・【それでも撲滅できないのか】(3)江戸時代にも虐待はあった…せっかん死の親は打ち首(10 月 27 日)

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/101027/crm1010271805025-n1.htm>

- ・【それでも撲滅できないのか】（5）虐待した親を治療する 命を失った子供に謝罪するくらいなら…（10 月 29 日）

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/101029/crm1010291912027-n1.htm>

- ・【それでも撲滅できないのか】「虐待親を甘やかすな」「父親は育児を母親に押しつけすぎ」…海外読者の声（10 月 31 日）

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/101031/crm1010311809011-n1.htm>

#### \* 読売新聞

- ・虐待通報、261件安否不明…4～6月23都府県（10 月 1 日）

「住所分らず」大半

厚生労働省は30日、児童相談所(児相)が「児童虐待の疑いがある」との通報を受けながら、児童の安否確認をできていないケースが、23都府県で計261件(8月30日現在)あったと発表した。

大半は住所などが特定できておらず、大阪市西区のマンションで幼児2人の遺体が放置された事件など、すでに発覚している2件の児童死亡事件も含まれていた。

通報の中には、「近くで子供の泣き声が聞こえる」など、緊急性を要するものもあり、厚労省は30日、住所が特定できない場合でも、周辺への聞き取りや一定時間の張り込みのほか、民生委員の協力を得るなどして所在確認につなげるよう求める通知を都道府県などに出した。

調査は、今年7月の大阪の事件で児相が通報を受けながら安否確認が出来ていなかったことが発覚したことを受けて実施。全国の児相が4～6月に受けた通報1万3469件のうち、安否確認ができていないケースを調べた。261件の内訳は「住所などが特定できない」が238件、親が面会を拒否しているなどの「対応中」が14件、住民登録はあるが住んでいない「行方不明」が6件など。

**夜間は消防と連携 一覧表で情報共有**

**事件受け児相が対応強化**

厚労省の調査のきっかけとなった大阪市の事件では、計3回の通報のうち、2回は夜間と早朝で、電話対応の非常勤職員しかいない時間帯だった。実際に児相が対応したのは、児童福祉司である専任職員が出勤してからで、通報から訪問までに30時間もかかったケースもあった。

このため、同市は9月から専任職員を4人増員し、夜間帯も専任職員が常駐。市消防局と連携し、夜の通報には最寄りの消防署員が現場に確認に向かうこととした。だが、岸本弘子虐待対応担当課長は「家が特定できなかったり、オートロックで入れなかったりして、夜が明けてから再訪問せざるを得ないこともある」と課題を挙げる。

2008年2月に4歳の男児が死亡する事件が起きた埼玉県蕨市。このケースでは父親が面会を拒み、事件発覚時には、児相職員が最後に男児の姿を見てから半年程度が過ぎていた。同県所管の児相では今年4月から、事務室のホワイトボードに虐待事例の一覧表を作り、最後に安否が確認できた時期が分かるようにした。担当者は「情報を共有することでリスクを抑えたい」と話している。

<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20101001-OYT8T00394.htm>

・**児童相談所の虐待対応は・・・**(10 月 5 日)

子どもの虐待に対応する児童相談所とは、どんなところですか？

**安否の確認 原則48時間内**

児童相談所は、子どもに関する問題について、親や学校からの相談に応じたり、親や子どもに指導を行ったりする機関。都道府県と政令市などに計205か所(今年5月現在)が設置されている。

相談内容は、子どもの障害や非行など様々だが、中でも、児童虐待への対応に注目が集まることが多い。

中心的な役割を担うのが、自治体の専門職員である児童福祉司だ。社会福祉士などの資格、養成学校卒業が要件。大学で社会福祉関連の科目を修了し、3年以上、児童福祉の仕事の経験がある職員もなることができる。ほかに、心理判定を行う児童心理司や、保健師、保育士などの職員が協力して対応にあたる。